

応募についてのご案内

「Chance for Children 熊本 2016」

お問い合わせ先

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン「クーポン利用者受付係」

TEL **0798-63-4442** (9:00~18:00)

- 開設期間 2016年5月25日~8月31日
- 休業日 日曜日、祝日、夏季休暇(8月13日~8月16日)

※クーポン利用決定後の問合せ先は改めてご案内いたします。

※お問い合わせ先は、協力団体「特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー」のコールセンターにつながりますので、「チャンス・フォー・チルドレンの件」とお伝えください。

CFCクーポン利用者募集要項

■内 容

2016年熊本地震で被災した子どもたちを対象に、塾、予備校、習い事などの学校外教育サービスに利用できる「CFCクーポン」を無償で提供します。

■対 象 者

次の2点の要件を満たす方を対象とします。

(1) 2016年4月1日時点において、中学校3年生、高等学校3年生であること

※2016年度または2017年度に「高等学校卒業程度認定試験」を受験する方、2016年4月1日時点で高等専門学校3年生の方は、上記に準じるものとして対象に含みます。

(2) 次の**いずれかの被災要件**に該当すること

①2016年熊本地震で「住家全壊」または「住家半壊」被害があった場合

②2016年熊本地震で主たる生計維持者が「死亡」した場合

■定 員

約40名（寄付金の集まり状況により変動するため、定員は見込みの人数です。）

■選 考

- ・応募者が定員を越えた場合、被災状況等を考慮して、選考を行います。また、被災状況が同程度の場合、抽選で利用者を決定します。
- ・応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

■エントリー期限等

(1) 6月30日（木）までに「**り災証明書**」が取得可能な場合

▼エントリー期限 **2016年6月30日（木）（当日消印有効）**

▼選考期間 2016年7月4日（月）～2016年7月25日（月）

▼結果通知 2016年7月29日（木）（※利用決定者にはクーポン提供）

(2) 7月1日（金）以降しか「**り災証明書**」が取得できない場合

▼エントリー期限 **2016年7月29日（金）（当日消印有効）**

▼選考期間 2016年8月1日（月）～2016年8月25日（木）

▼結果通知 2016年8月29日（月）（※利用決定者にはクーポン提供）

※上記どちらの期間にエントリー頂いても選考倍率は変わりません。

■実施・協力団体

実施：公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン / 協力：特定非営利活動法人ブレン・ヒューマンティ-

CFCクーポンについて

■CFCクーポンとは

塾、予備校、習い事などの学校外教育サービスの利用に限定したクーポンです。このクーポンを利用して希望の教育サービスを受けることができます。

▼CFCクーポンの利用が可能なサービス

- | | |
|----------|----------------------------|
| ・教 科 学 習 | 学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など |
| ・体 験 活 動 | キャンプ・野外活動・社会体験など |
| ・ス ポ ー ツ | サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど |
| ・文 化 活 動 | ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など |
| ・習 い 事 | 習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など |

※このクーポンは、CFCクーポン利用先として登録された教室でのみ使用することができます。

※政治・宗教教育、その他事務局が不適当と定めた教育サービスには使用できません。

■クーポン提供額

(一人当たり) 10万円分

※寄付金の集まり状況により、変動する可能性があります。

■クーポン有効期間

クーポン提供日から2017年3月31日（金）まで

※ただし、2016年7月分の学校外教育費用（塾の月謝等）からさかのぼって利用することが可能です。

■その他

CFCクーポンの利用は、生活保護制度における収入として認定されるものではありません。

また、所得税法上、課税の対象となりません。

■クーポン利用までの流れ

CFCクーポンは、クーポン取扱事業者（CFCクーポンを利用できる教育事業者）が提供する教育サービスに使用することができます。クーポン利用までの流れは次のとおりです。

ステップ1

- ・応募時のエントリーシートで、事務局にクーポンの利用を希望する教育事業者の情報を伝えます。（リクエスト）
- ・事務局は、教育事業者にクーポン取扱事業者として登録することを依頼します。



ステップ2

- ・教育事業者は、事務局にクーポン取扱事業者に加入するための登録手続きを行います。
- ・事務局は、利用者に教育事業者登録完了の連絡をします。（メールまたは文書）



クーポン利用開始



※リクエストからクーポン利用開始まで2ヶ月程度の時間が掛かる場合があります。

※リクエストの結果、教育事業者が登録に至らない場合もありますので、予めご了承ください。

応募書類一覧

■ 次の応募書類を提出してください。

同一世帯の兄弟姉妹でエントリーする場合は、「②住民票の写し」、「③被災を証明する書類」は、世帯で1部のご提出で構いません。

※応募書類は返却できませんのでご了承ください。

応募書類（すべての書類をご提出ください）			
①	<input type="checkbox"/>	エントリーシート	・ 記入例を確認のうえ、漏れなくご記入ください
②	<input type="checkbox"/>	住民票の写し （コピー不可）	・ 市区町村役場で、 世帯全員分のもの をご取得ください ・ 2016年4月1日 以降に発行されたもの ・ マイナンバーの記載がないもの
③	<input type="checkbox"/>	被災を証明する書類	・ 下記の「被災を証明する書類」を 必ずご確認ください

【被災を証明する書類】

次のうち該当する書類を取得してください。

「住家被害」と「主たる生計維持者の死亡」の両方に当てはまる場合は、それぞれの証明書を提出してください。

＜住家被害があった場合＞

- **り災証明書**（コピー可）
 - 行政長の公印が押印されているもの提出してください。
 - 各市区町村の役所または市区町村指定の消防署で取得してください。

＜主たる生計維持者が死亡した場合＞

次のいずれか1点を提出してください。

- **死亡診断書（死体検案書）**（コピー可）
 - 死亡の原因の欄に熊本地震での被災を理由とする旨が記載されているものを提出してください。
- **住民票の除票**（コピー可）
 - 死亡者の氏名が記載されているもの提出してください。
 - 各市区町村の役所で取得してください。